

人事行政の運営等の

状況について

～平成 25 年度～

鈴鹿市では、市職員の給与や定員管理、競争試験などの情報をお知らせし、人事行政運営における公平性や透明性を確保するため、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び鈴鹿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、鈴鹿市の人事行政の運営等の状況について公表しています。

■内容

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 給与の状況
- 3 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 分限及び懲戒処分の状況
- 5 サービスの状況
- 6 職員の研修
- 7 福祉及び利益の保護状況
- 8 公平委員会の業務の状況

鈴鹿市

目次

<u>1 任免及び職員数に関する状況</u>	1
<u>採用退職等の状況</u>	1
<u>職員数の状況</u>	2
<u>2 給与の状況</u>	5
総括.....	5
<u>一般行政職給料表の状況</u>	5
<u>職員の平均給与月額、初任給等の状況</u>	6
<u>一般行政職の級別職員数等の状況</u>	8
<u>職員の手当の状況</u>	9
<u>特別職の報酬等の状況</u>	11
<u>3 勤務時間その他の勤務条件の状況</u>	12
<u>一般職員の勤務時間の状況</u>	12
<u>休暇制度の概要</u>	12
<u>休暇の取得状況</u>	13
<u>4 分限及び懲戒処分の状況</u>	14
<u>分限処分者数</u>	14
<u>懲戒処分者数</u>	14
<u>5 サービスの状況</u>	15
<u>職務専念義務免除の概要</u>	15
<u>営利企業等への従事状況</u>	15
<u>鈴鹿市職員倫理規程</u>	15
<u>6 職員の研修</u>	16
<u>研修の概要</u>	16
<u>勤務成績の評定の状況</u>	16
<u>7 福祉及び利益の保護状況</u>	17
<u>労働安全事業の状況</u>	17
<u>互助会への補助金の状況</u>	17
<u>その他福利厚生事業の状況</u>	17
<u>8 公平委員会の業務の状況</u>	18
<u>措置要求及び不服申立ての状況</u>	18

1 任免及び職員数に関する状況

■採用退職等の状況

□新規採用者数 単位(人)

平成 24 年度 (平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)	
職 種	採用者数 (うち女性)
事務(一般)	17 (4)
事務(身障)	1 (0)
事務(社会福祉士)	2 (1)
技術(土木)	6 (1)
保育士	8 (8)
消防	6 (0)
合 計	40 (14)

平成 25 年度 (平成 25 年 4 月 1 日採用)	
職 種	採用者数 (うち女性)
事務(一般)	26 (9)
事務(身障)	1 (0)
技術(土木)	4 (0)
技術(建築)	1 (1)
保育士	9 (9)
看護師	2 (2)
養護教諭	1 (1)
消防	5 (0)
労務(調理員)	4 (3)
合計	53 (25)

□再任用の状況(平成 25 年 4 月 1 日現在) 単位(人)

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務	合 計
市長部局ほか	9	21	30
教育委員会	7	2	9
消防本部	0	0	0
水道局	1	0	1
合 計	17	23	40

□退職者数(平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日) 単位(人)

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合 計
市長部局ほか	24	10	6	40
教育委員会	4	2	1	7
消防本部	2	1	0	3
水道局	1	0	0	1
合 計	31	13	7	51

※再任用職員は除く

■職員数の状況

□部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

単位(人)

区分		職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由	
		H24	H25			
普通会計部門	一般行政部門	議会	9	9	0	◇組織の見直し, 効率化の促進 ◇徴収業務の充実 ◇県からの権限移譲に伴う増員 ◇産業政策業務の充実
		総務	247	244	-3	
		税務	63	65	2	
		民生	230	235	5	
		衛生	93	94	1	
		労働	1	1	0	
		農林水産	34	34	0	
		商工	20	22	2	
		土木	169	164	-5	
	小計	866	868	2	<参考>人口1万人当たり職員数 43.05 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 44.66 人)	
普通会計部門	教育	199	198	-1	◇組織の見直し, 効率化の促進 ◇消防体制の充実	
	消防	198	200	2		
	小計	1,263	1,266	3		<参考>人口1万人当たり職員数 62.79 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.48 人)
公営企業等 会計部門	水道	70	70	0		
	下水道	43	43	0		
	その他	54	54	0		
	小計	167	167	0		
合計		1,430 (1,596)	1,433 (1,596)	3 (0)	<参考>人口1万人当たり職員数 71.08 人	

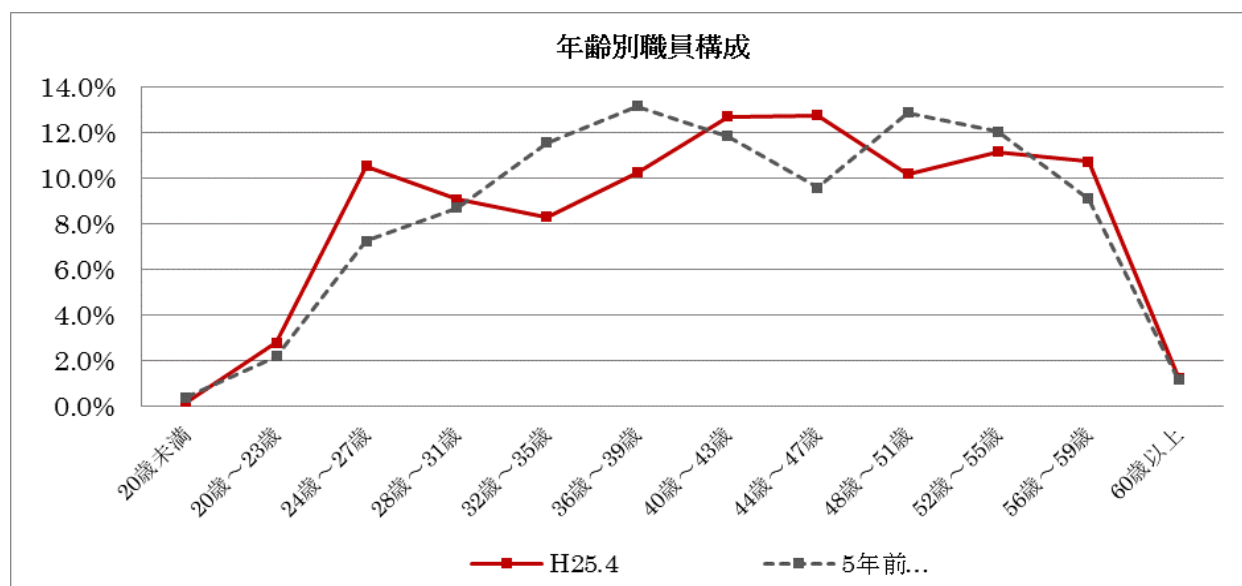
※総務省地方公共団体定員管理調査による

※職員数は一般職に属する職員数(教育長含む) ※()内は, 条例定数の合計数

□年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)

単位(人)

区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	3	40	151	130	119	147	182	183	146	160	154	18	1433



□職員数の推移

年度 部門別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	878	878	884	873	866	868	△10 (△ 1.1%)
教育	225	220	212	203	199	198	△27 (△12.0%)
消防	186	190	192	194	198	200	14 (7.5%)
普通会計計	1,289	1,288	1,288	1,270	1263	1266	△23 (△ 1.8%)
公営企業等会計計	170	165	164	166	167	167	△3 (△ 1.8%)
合計	1,459	1,453	1,452	1,436	1,430	1,433	△26 (△ 1.8%)

※各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

□定員適正化の状況

本市は当面合併を行わず、20万都市として自主自立した行政運営を行っていくことを決定したことから、合併による余剰人員を抱えているわけではなく、むしろこれからの権限移譲による業務量の増加に備える必要があります。このためにも一層の行財政改革を推進し、定員適正化の取組を図る必要があります。

一方、本市の定年退職者の動向を見ますと、平成27年度前後に退職者数のピークが予想されることから、これに伴う人事管理上の弊害等によって行政機能が低下することのないように、中長期的な視点で職員採用や人事管理を行い、知識と技能の伝承、人材の育成を図っていく必要があります。

このような視点から、平成18年2月に「鈴鹿市定員適正化計画」を策定し、平成16年4月の職員数1,493名を基準として、計画期間の平成17年度から平成26年度までの10年間で、職員数75名、率にして5%を純減することを目標に、着実な取組を進めています。

□定員管理の進捗状況及び数値目標

時期	職員数	対前年比		平成16年4月1日を基準とした	
		増減数	増減率	純減数	純減率
平成16年4月1日	1,493人	—	—	—	—
平成17年4月1日	1,481人	△12人	△0.8%	12人	0.8%
平成18年4月1日	1,474人	△7人	△0.5%	19人	1.2%
平成19年4月1日	1,469人	△5人	△0.3%	24人	1.6%
平成20年4月1日	1,459人	△10人	△0.7%	34人	2.3%
平成21年4月1日	1,453人	△6人	△0.4%	40人	2.7%
平成22年4月1日	1,452人	△1人	△0.1%	41人	2.7%
平成23年4月1日	1,436人	△16人	△1.1%	57人	3.8%
平成24年4月1日	1,430人	△6人	△0.4%	63人	4.2%
平成25年4月1日	1,433人	3人	0.2%	60人	4.0%
～ 以下数値目標 ～					
平成26年4月1日	1,418人	△15人	△1.0%	75人	5.0%

□障害者の任用状況（平成 25 年 6 月 1 日現在）

	市長部局	教育委員会	水道局
身体障害者雇用者数（人）	28.0	4.5	0
雇用率（％）	2.30	1.56	0.00

□女性職員の登用状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

	管理職			女性管理職の内訳		
	総数 （人）	うち女性の数 （人）	うち女性の割合 （％）	部長級 （人）	次長・参事級 （人）	課長級 （人）
市長部局ほか	234	40	17.1	0	5	35
教育委員会	17	2	11.8	0	0	2
消防本部	34	0	0	0	0	0
水道局	17	2	11.8	0	0	2
合 計	302	44	14.6	0	5	39

※教育長除く

2 給与の状況

■総括

□人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（24年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	（参考）23年度人件費率
24年度	人 201,403	千円 59,133,806	千円 1,230,320	千円 12,138,055	% 20.5	% 20.3

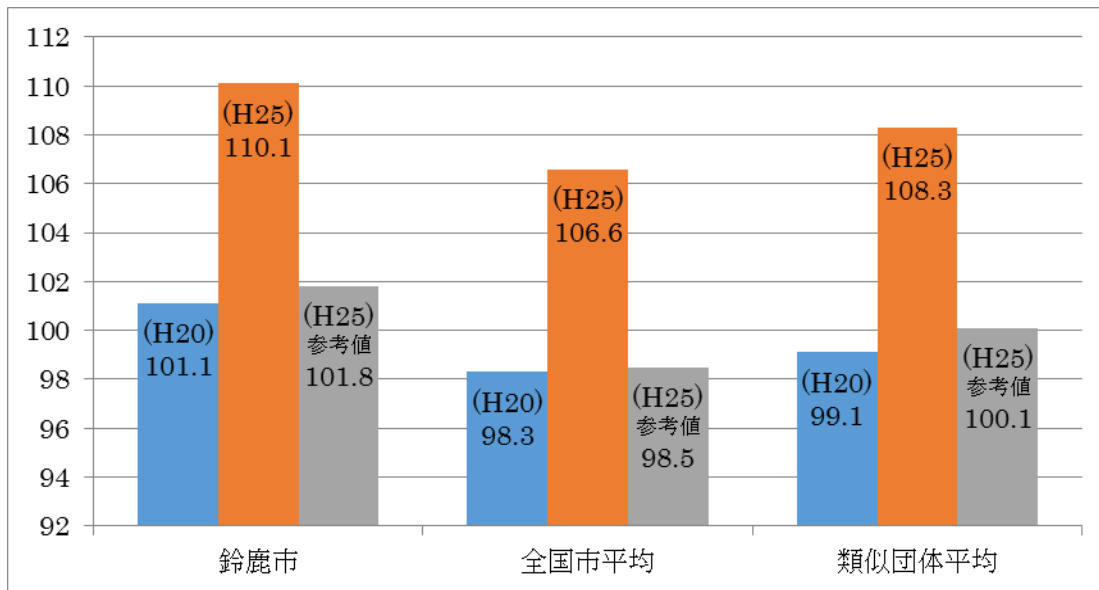
□職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 B/A	類似団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
24年度	人 1,295	千円 4,952,944	千円 1,642,697	千円 1,964,582	千円 8,560,223	千円 6,610	千円 6,457

※職員手当には退職手当を含まない

※職員数は平成24年4月1日現在の人数

□ラスパイレス指数の状況



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

※「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

■一般行政職給料表の状況（平成25年4月1日現在）

単位(円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200

■職員の平均給与月額、初任給等の状況

□職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鈴鹿市	43.1歳	341,329円	460,338円	409,494円
三重県	43.2歳	349,172円	457,085円	—円
国	43.1歳	307,220(332,446)円	—	376,257(405,463)円
類似団体	42.3歳	329,893円	421,387円	380,185円

②教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鈴鹿市	44.3歳	365,162円	466,823円
三重県	高等学校教育職	44.9歳	395,124円
	小中学校教育職	44.1歳	382,484円

③技能労務職

○職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ

	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国 ^ハ -λ)
鈴鹿市	48.4	124	282,841	335,624	320,172
うち清掃職員	51.8	12	290,083	364,450	334,158
うち学校給食職員	44.4	50	279,976	327,169	316,740
うち用務員	56.0	31	297,265	338,571	330,323
うち自動車運転手	53.1	1	331,700	426,550	398,970
うち電話交換手	50.7	3	288,600	330,157	317,460
うちその他技能労務	45.3	27	265,919	332,304	316,040
三重県	48.6	—	348,405	405,289	—
類似団体	47.8	143	329,130	386,944	366,228
国	49.9	3,272	272,119 (286,850)	—	309,534 (325,400)

○職種ごとの年齢別人数

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
清掃職員				1		1		2	1	3	1	3	12
学校給食職員			1	3	7	2	11	5	12	7	2		50
用務員							2		5	6	10	8	31
自動車運転手										1			1
電話交換手								2				1	3
その他技能労務			1	1		7	5	2	5	2	1	3	27

○その他給与に関する事項

給料表：国の行政職給料表(一)の内、1級～4級を適用

各種手当：一般職員に準ずる

昇給基準：毎年1月1日に前1年間の勤務状況に応じて4号給(57歳を超える場合は昇給なし)を標準として昇給

○基本的な考え方及び取組内容

技能労務職員の給料については、平成18年4月の給与構造改革に伴う給料表の見直しや、58歳昇給抑制を実施するとともに、平成20年度には特殊勤務手当の見直しを実施した。

また、定員適正化計画の施行に伴い、学校給食センターの業務の見直し等を段階的に実施し、職員数の削減を行っている。

※「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 ※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 ※「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 ※国の「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

□職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		鈴鹿市	三重県	国
一般行政職	大学卒	178,800円	178,800円	I種:172,557円 (181,200円) II種:163,987円 (172,200円)
	高校卒	144,500円	144,500円	133,418円 (140,100円)
技能職	高校卒	144,500円	144,500円	—
労務職		140,100円		—
教育職	大学卒	(幼稚園教諭)178,800円	199,700円	—

□職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	275,300円	317,100円	365,900円
	高校卒	229,300円	275,300円	317,100円
技能職	高校卒	222,000円	254,200円	304,200円
労務職		207,100円	248,000円	297,400円

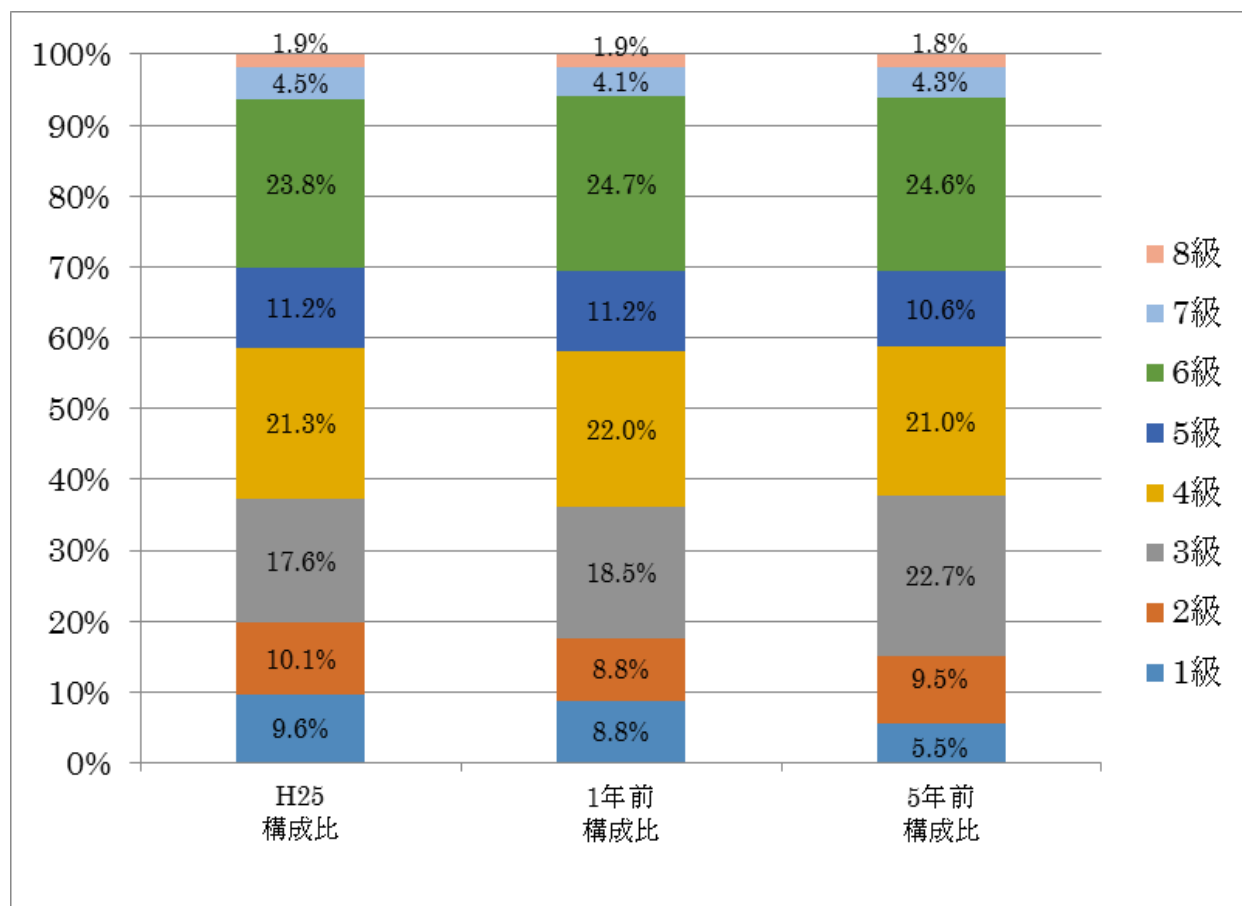
■一般行政職の級別職員数等の状況

□一般行政職の級別職員数の状況(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務 技能労務の職務	70 人	9.6%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務	74 人	10.1%
3 級	副主幹の職務, 主査の職務, 副主査の職務 特に高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務	129 人	17.6%
4 級	主幹の職務 困難な業務を処理する副主幹の職務	156 人	21.3%
5 級	困難な業務を処理する主幹の職務	82 人	11.2%
6 級	課長の職務又はこれに相当する職務	174 人	23.8%
7 級	次長の職務又はこれに相当する職務	33 人	4.5%
8 級	会計管理者及び部長の職務又はこれに相当する職務	14 人	1.9%
合 計		732 人	100.0%

※鈴鹿市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



□昇給への勤務成績の反映状況

平成19年度から管理職に、平成25年度からは補佐級(主幹)職員にまで拡大して人事評価の試行を行っている段階であり、昇給に評価結果を反映させるまでには至っていない。

■職員の手当の状況

□期末手当・勤勉手当

鈴鹿市		三重県		国	
1人当たり平均支給額(24年度)		1人当たり平均支給額(24年度)		—	
1,517千円		1,596千円			
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分	2.60月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分	2.60月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

※()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

昇給への勤務成績の反映状況に同じ

□退職手当(平成25年4月1日現在)

支給率	鈴鹿市		三重県	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続25年	32.830月分	38.955月分	31.3225月分	37.16625月分
勤続35年	46.550月分	55.860月分	44.4125月分	53.29500月分
最高限度額	55.860月分	55.860月分	53.2950月分	53.29500月分
1人当たり平均支給額	9,420千円	25,893千円	7,050千円	27,700千円
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~20%		定年前早期退職特例措置 2~20%	

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

□地域手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		528,367千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		408,005円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
4級地	10%	1,432人	10%

□特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		25,119千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		103千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)		18.9%
手当の種類(手当数)		14
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
市税事務手当	納税課	市税の滞納に関する業務
防疫作業手当	環境政策課 等	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の病原体を有する疑いのある患者の救護に従事したとき 等
清掃作業手当	清掃3場 等	汚物等の収集又は処理に従事したとき
斎苑作業手当	斎苑	火葬作業又は霊柩の運搬作業に従事したとき等
社会福祉業務手当		現業職員が庁外において福祉に関する業務に従事したとき
行旅病人・同死亡人処理手当	生活支援課	行旅病人・同死亡人の処理に従事したとき
消防手当	消防	消火又は救急業務に従事したとき
夜間特殊業務手当	消防	消防職員が深夜2時間以上消防業務に従事したとき
税外徴収金滞納整理手当	住宅課 等	税外徴収金の滞納整理事務に従事したとき
現業手当	道路保全課 等	外勤を常態とする職員が自動車の運転、道路補修又は土木清掃に従事したとき
特殊現場作業手当		高所、急傾斜又は高圧電流等危険な現場で測量又は監督等の業務に従事したとき
用地等交渉業務手当	道路用地課 等	用地取得交渉又は家屋移転交渉の業務に従事したとき
災害出動手当		災害業務に従事したとき
義務教育等教員特別手当		義務教育等学校に勤務する教育職員が市長の指定する業務に従事したとき。

□時間外勤務手当

	支給実績(決算額)	職員1人当たり平均支給年額
平成24年度	514,592千円	397千円
平成23年度	478,143千円	365千円
平成22年度	475,990千円	363千円
平成21年度	491,685千円	376千円
平成20年度	454,830千円	348千円
平成19年度	455,723千円	349千円

□その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価			国の制度との異同	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)	
扶養手当	配偶者の有無	有	配偶者 配偶者以外(1人につき)	13,000円 6,500円	同	148,098千円	249,744円
		無	1人目 2人目以降(1人につき)	11,000円 6,500円			
	満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子			5,000円 加算			
住居手当	対象:借家,家賃,借間 金額:12,000円を超える額 (限度額27,000円) ※自宅(持家)に係る住居手当は平成24年4月をもって廃止(ただし,平成24年3月支給対象者に限り経過措置あり)			異	48,859千円	201,066円	
通勤手当	交通機関:限度額55,000円 交通用具:距離に応じて (限度額60km以上24,500円)			異	87,882千円	79,531円	

■特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	1,058,000円	(参考)類似団体における最高/最低額	1,100,000円 / 275,400円
	副市長	816,000円		940,000円 / 548,100円
	常勤監査委員	510,000円		—円 / —円
報酬	議長	613,000円		739,000円 / 445,000円
	副議長	539,000円		663,000円 / 385,000円
	議員	485,000円		606,000円 / 360,000円
期末手当	市長	平成25年度支給割合 6月期 1.90月分 12月期 2.05月分 計3.95月分		
	副市長	平成25年度支給割合 6月期 1.60月分 12月期 1.75月分 計3.35月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額(退職時)×在職年数×450/100	19,044,000円	任期ごと
	副市長	給料月額(退職時)×在職年数×315/100	10,281,600円	任期ごと
	常勤監査委員	給料月額(退職時)×在職年数×100/100	2,040,000円	任期ごと

※退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

■一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間及び休息時間は、原則次のように割り振られています。

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38 時間 45 分	8 : 30	17 : 15	12 : 00~13 : 00

※公務運営上の事情により、特別な勤務時間の割振りを行う必要がある場合には、所属長が任命権者の承認を受けて勤務時間を変更することができます。

■休暇制度の概要

区分	種類	内容
年次有給休暇		1 年度 20 日
病気休暇		必要な期間（90 日以内）
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	その都度必要な期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄バンクへの登録 骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供	
	ボランティア休暇	1 年度 5 日以内
	結婚休暇	7 日以内
	産前・産後休暇	産前産後 8 週間（多産は産前 14 週間）
	育児時間休暇	1 日 2 回 各 30 分以内 （生後 1 年以内）
	育児参加休暇	妻の産前産後の期間内に 5 日以内
	出産補助休暇	入院日から出産後 14 日以内の期間で 3 日以内
	子の看護休暇	1 年度 5 日以内（2 人以上の場合は 10 日）
	短期介護休暇	1 年度 5 日以内（2 人以上の場合は 10 日）
	忌引	配偶者 10 日以内，父母 7 日以内， 子 5 日以内，兄弟姉妹 3 日以内 等
	公務上の負傷，疾病，通勤災害	治療に必要な期間
	生理休暇	1 月に 2 日以内
	妊婦定期検診特別休暇	検診に必要な時間
夏季休暇	6 日以内	
介護休暇	配偶者等の介護	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する 6 月の範囲内の必要な期間

■休暇の取得状況

□年次有給休暇の取得状況(平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)

職員は 1 年度あたり 20 日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20 日を限度として翌年度に繰り越すことができます。

平成 24 年度の職員一人あたりの平均取得日数は 13.9 日です。

□育児休業の取得状況(平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日) (単位：人)

	市長部局ほか		教育		消防		水道		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
育児休業の取得人数	2	53	0	6	0	0	0	0	2	59
部分休業の取得人数	0	20	0	2	0	0	0	0	0	22

□介護休暇の取得状況(平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日) (単位：人)

	市長部局ほか		教育		消防		水道		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
介護休暇の取得人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 分限及び懲戒処分の状況

■分限処分者数

分限処分は、公務の能率を維持することやその適正な運営の確保の目的から、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。

平成 24 年度の分限処分の状況は次のとおりです。（ ）は発令回数

部局	理由	免職	降任	休職	合計
市長部局	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	11(28)	11(28)
教育委員会	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	3(9)	3(9)
水道局	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計		0(0)	0(0)	14(37)	14(37)

■懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持・回復することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

市民の皆さんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

平成 24 年度の懲戒処分の状況は次のとおりです。（単位：人）

部局	理由	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
	信用失墜行為	0	0	0	0	0
教育委員会	法令に違反した場合	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

5 サービスの状況

■職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければなりません。

研修に参加する場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合などには、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

■営利企業等への従事状況

職員は、全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

平成 24 年度の許可件数は次のとおりです。

内 容	件数
不動産賃貸等	4
役員、委員、指導員等	17

■鈴鹿市職員倫理規程

鈴鹿市職員の倫理をより一層保持し、信頼される市政の遂行を図るために、鈴鹿市では、平成 11 年 1 月に鈴鹿市職員倫理規程を制定しました。

この規程では、本市の職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の皆さんからの負託を受け、許認可や検査、補助金の交付など様々な業務に携わっている中で、職員一人ひとりが公正な職務の執行に心がけ、市民の皆さんから疑惑や不信を招くような行為を防止するなど、皆さんとの信頼を確保することを目的としています。今後もより一層の綱紀の肅正と、公正公平な職務の取組を進め、市民の皆さんに信頼される職員であり続けたいと考えています。

6 職員の研修

■研修の概要

新しい時代に迅速かつ柔軟に対応できるよう、職員一人ひとりが絶えず意識改革を図り、政策・施策・事業を効果的に遂行する能力を高めることを目的として、職員研修を実施しています。

①市独自研修

- ・ 職場研修 O J T（各職場で実施）
- ・ 階層別研修 新規採用職員研修（前期・後期） 住民満足度向上研修（4年目）
 広域連合合同研修（10年目） 中堅職員研修
 新任課長級研修 管理職研修
- ・ 自己研修 C A P 手話研修 等
- ・ 特別研修 地区市民センター窓口研修 行政実務研修
 人権研修 接遇研修 等

②派遣研修

三重県市町総合事務組合 三重県建設技術センター
市町村アカデミー 国際文化アカデミー
全国建設研修センター 公務人材開発協会 等

③職員研修実施状況(平成24年度)

研修項目		実施件数	延受講者数(人)
市独自研修	階層別研修	19	1,430
	自己研修	11	28
	特別研修	12	2,308
派遣研修		86	173
合計		128	3,939

■勤務成績の評定の状況

平成17年度から庁内検討部会において人事評価制度の検討に入り、平成18年度には「あるべき職員像」等を明確にした『鈴鹿市人材育成基本方針』の策定をしました。

これに基づき『鈴鹿市人事評価制度』を検討し、平成19年度から管理職員を対象に試行を実施してきました。

平成25年度は、管理職員に加え、対象を補佐級（主幹）職員にまで拡大して試行を継続し、評価者の評価技術・能力を高めるための研修を実施しています。

7 福祉及び利益の保護状況

職員の心身の健康の確保、勤務意欲及び勤務能率の増進に資することを目的とした福利厚生事業を実施しています。

平成 24 年度は、次のような事業を行っています。

■労働安全事業の状況

労働安全衛生法及び鈴鹿市職員の安全及び衛生管理に関する規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の労働安全衛生事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
安全衛生管理	安全衛生審議会を中心に安全衛生体制の機能充実を図っています。 メンタルヘルス対策として、第三者機関による電話相談窓口の利用の周知及びメンタル嘱託医を設置して、研修会や相談体制の充実に努めています。 交通安全運動期間中の街頭指導及び安全運転管理者や新規採用職員等を講習会に派遣して職員の交通事故防止に努めております。
職員の健康管理	年 1 回全職員（人間ドック受診者を除く）を対象とした定期健康診断や、産業医による保健指導を実施しています。 業務上必要と認められる職員に対し、深夜業務従事者検診、B 型肝炎予防接種、潜水業務検診を実施しています。 また、各種がん検診、VDT 作業検診は希望者を募り実施しています。
労働安全衛生事業の決算額	9,410 千円

■互助会への補助金の状況

地方公務員法第 42 条の趣旨により、市が行う職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を円滑に行うために職員の互助組織である鈴鹿市職員共済組合に実施させ、共済組合に助成しています。

補助対象事業	事業の内容
福利厚生事業	各種クラブへの活動費、人間ドック、脳ドックに要した経費、職員の元気回復慰安事業の経費への助成
補助金の決算額	16,291 千円

■その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

8 公平委員会の業務の状況

■措置要求及び不服申立ての状況（平成 24 年度）

□勤務条件に関する措置の要求の状況 0 件

□不利益処分に関する不服申立ての状況 0 件